

令和3年度 実施方針の策定の見通しの公表について（令和3年4月1日現在）

名古屋市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第15条、および民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条による公表は下表のとおりです。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合や、下表に掲載されていない事業について実施方針を策定する場合があります。

名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管部署
名古屋国際会議場整備運営事業	契約の日から 令和28年3月	名古屋国際会議場の既存施設の大規模改修及び新設施設の整備に係る設計、建設並びに同施設の維持管理運営を行う。	名古屋市熱田区熱田西町1番1号	令和3年5月	観光文化交流局観光交流部MICE推進室 電話:052-972-3169